

別表 1

種 目	基 準 額 (円)	者	児	○対象者 ◇用具の性能	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000	○	—	○下肢又は体幹機能障害2級以上の者。 ◇腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8
	特殊マット	19,600	○	○	○下肢又は体幹機能障害1級以上で常時介護を要する者及びA・Aの者。(原則3歳以上。) ◇褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの。	5
	特殊尿器	67,000	○	○	○下肢又は体幹機能障害1級の者。(原則学齢児以上。) ◇尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介助者が容易に使用できるもの。	5
	入浴担架	82,400	○	○	○下肢又は体幹機能障害2級以上の者。(原則3歳以上で、入浴に介護を要する者に限る。) ◇対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5
	体位変換器	15,000	○	○	○下肢又は体幹機能障害2級以上の者。(原則学齢児以上で、下着交換等にあって、家族等の介護を要する者に限る。) ◇介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの。	5
	移動用リフト	159,000	○	○	○下肢又は体幹機能障害2級以上の者。(原則3歳以上。) ◇介護者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用できるもの。(天井走行型、その他住宅改修を伴うものを除く。)	4
	訓練椅子	33,100	—	○	○下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児。(原則3歳以上。) ◇原則として付属のテーブルを付けるものとする。	5
自立生活支援用具	訓練用ベッド	159,200	○	○	○下肢又は体幹機能障害2級以上の者。(原則学齢児以上。) ◇腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8
	入浴補助用具	90,000	○	○	○下肢又は体幹機能障害を有する者。(原則3歳以上で入浴に介助を要する者に限る。) ◇入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用できるもの。(ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。)	8
	便器	4,450 5,400 (手すりつき)	○	○	○下肢又は体幹機能障害2級以上の者。(原則学齢児以上。) ◇対象者が容易に使用できるもの。(手すりをつけることができる。)	8

T字状・棒状のつえ	木製：2,266 軽金属製：3,090	○	○	○平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有する者。(原則3歳以上。) ◇1本杖のみ。	3
移動・移乗支援用具	60,000	○	○	○平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者。(原則3歳以上。) ◇対象者の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となる手すり、スロープ、歩行器等。(ただし、住宅改修を伴わないもの。)	8
車椅子用段昇降機	260,000	○	○	○常時車椅子を使用する障害者 ◇地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態、昇降が可能なもの。	8
頭部保護帽	※1 A：12,768 B：30,870	○	○	○平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害。てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児・者及び精神障害者。 ◇転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3
特殊便器	151,200	○	○	○上肢障害2級以上の者及び㉠・Aの者。(原則学齢児以上。) ◇足踏ペダルにて温水・温風を出せるもの。(ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。)	8
トイレチェア	81,000	○	○	○頸髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない障害者 ◇椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの。	8
火災警報器	15,500	○	○	○火災発生の感知・避難が困難な障害手帳所持者で、最重度及び重度の者。(単身世帯及びそれに準ずる世帯。) ◇室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの。	8
自動消火器	28,700	○	○	○火災発生の感知・避難が困難な障害手帳所持者で、最重度及び重度の者。(単身世帯及びそれに準ずる世帯。) ◇室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火できるもの。	8
電磁調理器	41,000	○	○	○視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びそれ準ずる世帯。)の者及び㉠・Aの者(原則18歳以上。) ◇対象者が容易に使用できるもの。	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	○	○	○視覚障害2級以上の者。(原則学齢児以上。) ◇対象者が容易に使用できるもの。	10
視覚障害者用誘導装置	56,000	○	○	○音声による誘導を必要とする障害者(原則学齢児以上) ◇音声による目的物(位置)等の確認が可能となるもの。	6

	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400	○	—	○聴覚障害2級以上の者。(聴覚障害者のみの世帯及びそれに準ずる世帯。) ◇音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10
	携帯信号装置	18,000	○	○	○視覚・触覚によらなければ呼出し等に応じることができない聴覚障害者 ◇送信機と受信機を1組とし、送信機による合図(呼出し)が触覚等により知覚できるもので、携帯可能なもの。	5
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500	○	○	○腎臓機能障害3級以上でCAPDによる透析療法を実施する者。(原則3歳以上。) ◇透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5
	ネブライザー(吸入器)	36,000	○	○	○呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害を有する者。(原則3歳以上。) ◇対象者が容易に使用できるもの。	5
	電気式たん吸引器	56,400	○	○	○呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害を有する者。(原則3歳以上。) ◇対象者が容易に使用できるもの。	5
	電気式たん吸引器・ネブライザー両用器	72,450	○	○	○呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害を有する者。(原則3歳以上。) ◇対象者が容易に使用できるもの。	5
	人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー(充電器、インバーターを含む)のいずれか1種目	100,000	○	○	○呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害を有する者であって、在宅で常時人工呼吸器を使用する者 ◇介護者が容易に使用することができるもの。	6
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500	○	○	○呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者であって必要と認められる者。 ◇呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用できるもの。	5
	酸素ボンベ運搬車	17,000	○	—	○在宅酸素療法者。(ただし、医療保険によるものに限る。) ◇対象者が容易に使用できるもの。	10
	視覚障害者用体温計(音声式)	9,000	○	○	○視覚障害2級以上の者。(原則学齢児以上で、視覚障害者のみの世帯及びそれに準ずる世帯。) ◇対象者が容易に使用できるもの。	5
	視覚障害者用体重計	18,000	○	—	○視覚障害2級以上の者。(視覚障害者のみの世帯及びそれに準ずる世帯。) ◇対象者が容易に使用できるもの。	5
視覚障害者用血圧計	9,700	○	○	○視覚障害2級以上の者(視覚障害者のみの世帯及びそれに準ずる世帯。) ◇対象者が容易に使用し得るもの。	5	
情報・意思疎通	携帯用会話補助装置	98,800	○	○	○音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発音発語に著しい障害を有する者。(原則学齢児以上。) ◇携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用できるもの。	5

支 援 用 具	情報・通信支援用具	100,000	○	—	○上肢2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上（文字を書くことが困難な者に限る。）又は視覚障害2級以上の者。 ◇※2	6
	点字ディスプレイ	383,500	○	—	○視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の者。 ◇文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6
	点字器	標準型A：10,712 標準型B：6,798 携帯型A：7,416 携帯型B：1,699	○	○	○視覚障害者。 ◇※3	6
	点字タイプライター	63,100	○	○	○視覚障害2級以上の者。（ただし、就労か、就学か、就労見込みの者。） ◇対象者が容易に使用できるもの。	5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生式： 85,000 再生専用機： 35,000	○	○	○視覚障害2級以上の者。（原則学齢児以上。） ◇音声等により操作ボタンが知覚でき、又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音又は当該方式により記録された図書の再生が可能なのもあって、対象者が容易に使用できるもの。	6
	地上デジタル放送対応ラジオ	29,000	○	○	○視覚障害2級以上の者 ◇対象者が容易に使用し得るもの。	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	○	○	○視覚障害2級以上の者。（原則学齢児以上。） ◇文字情報と同一に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの。	6
	視覚障害者用拡大読書器	198,000	○	○	○視覚障害者。（原則学齢児以上。） ◇画像入力装置を読みたい物の上に置くことで、簡単に拡大された画像をモニターに映し出したり音声が出るもの等。	8
	視覚障害者用時計	触読式：10,300 音声式：13,300	○	—	○視覚障害2級以上の者。 ◇対象者が容易に使用できるもの。	10
	聴覚障害者用通信装置	71,000	○	○	○聴覚障害又は音声・発語に著しい障害を有する者。（原則学齢児以上。） ◇一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり対象者が容易に使用できるもの。	5
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900	○	○	○聴覚障害者。 ◇字幕及び手話通訳者付き聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用できるもの。	6
人工喉頭	笛式：5,150 電動式：72,203	○	○	○喉頭摘出者。 ◇笛式：呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。電動式：あご下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き音源化するもの。	5	

	福祉電話（貸与）	83,300	○	—	○聴覚障害又は外出困難な重度の身体障害者。（原則2級以上。） ◇対象者が容易に使用できるもの。	—	
	ファックス（貸与）	7,700	○	—	○聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上で、電話では意思疎通困難な者。 ◇対象者が容易に使用できるもの。	—	
	点字図書	点字図書価格	○	○	○主に情報入手を点字によっている視覚障害者。 ◇点字により作成された図書 ※4	—	
排泄管理支援用具	ストーマ装具・紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具・サラシ・ガーゼ等衛生用品）	蓄便	月額	○	○	○ストーマ造設者。脳性麻痺等の脳原性運動機能障害2級以上で便意・尿意の意思表示困難な者。二分脊椎による排尿、排便機能障害者。	—
			8,858				
		蓄尿	月額				
	紙オムツ等	月額	12,000				
	収尿器	男性用普通型： 7,931 男性用簡易型： 5,871 女性用普通型： 8,755 女性用簡易型： 6,077	○	○	○高度の排尿機能障害者。 ◇採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けたもの。	—	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	200,000	○	○	○下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）で学齢期以上かつ3級以上の者。（ただし、特殊便器への取り替えをする場合は、上肢障害2級以上の者。） ◇便器、特殊便器、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具で対象者の移動等を円滑にする用具のうち、設備に小規模な住宅改修を伴うもので原則1回とする。（1）手すりの取り付け（2）床段差の解消（3）滑り止め防止及び移動の円滑化等のための床材の変更（4）引き戸等への扉の取替え（5）洋式便器への取替え（6）その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修。 ※5	—	

※1 A：スポンジ、革が主材料。

B：スポンジ、革、プラスチックが主材料。

※2 「情報・通信支援用具」とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器（インテリキー、ジョイスティック）や、アプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等をいう。

※3 標準型A：32マス18行、両面書、真鍮板製

標準型B：32マス18行、両面書、プラスチック製

携帯型A：32マス4行、片面書、アルミニウム製

携帯型B：32マス12行、片面書、プラスチック製

※4 点字図書は、月刊や週刊等で発行される雑誌を除き、1人年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

※5 居宅生活動作補助用具に伴う住宅改修費については、現に居住する住宅が対象であり、賃貸の場合は家主の承諾を要する。申請時に承諾書と工事平面図と改修工事見積書等により当該箇所とその費用が分かるものを添付し、事前に改修についての可否の決定を行い、改修工事終了後の確認できる書類の提出により取り扱う。